

横浜市行政不服審査会答申
(第32号)

平成30年4月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市民税・県民税に係る差押処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、平成 29 年 7 月 13 日、審査請求人に対して、徴収月が平成 27 年 5 月分から平成 28 年 6 月分まで及び平成 28 年 8 月分から平成 29 年 4 月分までの市民税・県民税（以下「本件滞納市民税等」という。）に係る差押処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、同月 21 日、審査請求人がその取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、口頭意見陳述及び主張書面において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件処分により差し押さえられた信用金庫の会員持分 2,000 口（以下「本件会員持分」という。）に係る会員出資金 100,000 円を超える額の信用金庫の審査請求人に対する貸付金が存在するところ、信用金庫による相殺の意思表示があれば、当該相殺が本件処分に優先するから本件処分は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 48 条第 2 項が定める無益な差押えの禁止に違反し、違法である。

(2) 平成 29 年 5 月 24 日、審査請求人と処分庁との間で、本件滞納市民税等について、同年 7 月 10 日までに 33,300 円、同年 8 月以降は毎月 31,600 円を分割納付する旨の分割納付の合意がされた。

しかし、処分庁は、審査請求人に対して当該分割納付を履行するための納付書を交付しなかった。

したがって、処分庁が当該納付書を送付しなかったことにより、審査請求人は本件滞納市民税等を当該分割納付の合意に従い納付することができなかったのであるから、このような状況でされた本件処分は不当である。

(3) 仮に、処分庁が主張するように、平成 29 年 5 月 24 日、審査請求人と処分庁との間で、(2)の分割納付の合意が成立しておらず、処分庁は審査請求

人に対して平成 29 年度内に本件滞納市民税等を完納する納付計画の提出を求めていたとしても、審査請求人は当該計画を提出していない。本件処分を行うに当たっては、当該計画の提出が不要となった旨、審査請求人に対して連絡すべきところ、これを行うことなく本件処分をすることは不当である。

(4) 港南区長が、平成 22 年度から平成 24 年度までの未納の市民税・県民税について、平成 29 年 6 月 26 日付けで差押事前通知書を発行しているところ、差押事前通知書の発行が慣例となっている。本件処分に先立って「差押事前通知書」を送付しなかったことは、処分庁と協議をして本件処分を避ける機会を失わせたといえるから不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 331 条第 1 項は、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない」と定め、同項第 1 号は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」と定めている。

審査請求人は、本件滞納市民税等を、各納期限までに完納せず、処分庁は、本件滞納市民税等について、督促状を発付しており、本件処分をするための要件を満たしていることから、本件処分は適法かつ適切に行われている。

(2) 審査請求人は、平成 28 年 12 月、処分庁に対して滞納額を同月末から平成 29 年 11 月まで毎月 30,000 円納付する誓約（以下「平成 28 年納税誓約」という。）をしたが、平成 28 年 12 月分及び平成 29 年 1 月分についてそれぞれ納付指定期日より 2 か月遅延して納付し、さらに平成 29 年 5 月 24 日時点では、同年 2 月分から 5 月分まで納付していない。

(3) 平成 29 年 5 月 24 日、処分庁の担当職員と審査請求人の関係者が電話で本件滞納市民税等の分割納付方法について協議したものの、審査請求人側の申出（平成 29 年 7 月 10 日までに 33,300 円、同年 8 月以降は毎月 31,600

円を分割納付する旨の申出) に対して、処分庁は応じられないと回答し、平成 29 年度分市民税・県民税を納期限内に納付しつつ、本件滞納市民税等を平成 29 年度内に完納する内容の納付計画を立て直し、連絡するよう伝えた。

(4) (3) の納付計画の立直しは、平成 29 年 5 月 24 日に依頼したものであるが、これは(2) のとおり平成 28 年納税誓約が不履行になっていることから、確実に本件滞納市民税等を納付するための計画の提出を求めたものである。当該計画の提出要求は、法令等の定めによるものではなく、本件処分をするに当たって当該提出要求を取り下げる等の何らかの措置をしなければならないものではない。

(5) 本件滞納市民税等に係る納付書については、平成 28 年納税誓約の際に、平成 29 年 11 月分まで発行している。また、納付書は、①各年度の 5 月末までに特別徴収義務者に対して送付している市民税・県民税特別徴収税額通知書に予備として納入金額空欄の納付書を 2 通同封している、②横浜市ホームページからダウンロードすることができる、③横浜市ホームページに「横浜市 特別徴収のしおり」を掲出し、納付書の利用方法等について案内していることから、納付書がなく本件滞納市民税等が納付できなかったとの主張には理由がない。

(6) 差押事前通知の送付は、差押処分の要件とされていない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分は国税徴収法第 48 条第 2 項の規定に反するか

本件処分については、法第 331 条第 6 項の規定により、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされているところ、同法第 48 条第 2 項は、「差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえ

る見込がないときは、その財産は、差し押えることができない」と定め、「無益な差押え」を禁止している。

この点、審査請求人は、処分庁が本件処分により差し押さえた本件会員持分に係る会員出資金 100,000 円を超える額の信用金庫の審査請求人に対する貸付金が存在するところ、信用金庫による相殺の意思表示があれば、当該相殺が本件処分に優先するから、無益な差押えであって、国税徴収法第 48 条第 2 項に反し違法である旨主張する。

しかし、同項の趣旨は、滞納処分に必要な費用等と差押財産の価額とを比較し、前者が明らかに後者を上回る場合には、差押えをしたとしても、差押財産を換価して得られた金員は全て当該費用等に充てられ、滞納税額に充当されることがないから、このような実益のない差押えを禁止するものと解するのが相当である。

そして、本件においては、本件処分に必要な費用等が、本件処分で差し押さえられた会員出資金 100,000 円を明らかに上回ると認めるに足りる証拠はないから、本件処分は同項の規定には何ら反しておらず、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、最高裁判所の判例(昭和 45 年 6 月 24 日(昭 39(オ)155 号))を引用して上記主張をするが、第三債務者である信用金庫が、処分庁により差し押さえられた本件会員持分に係る会員出資金 100,000 円と審査請求人に対する貸付金とを相殺する意思表示があったと認めるに足りる証拠はないから、この点においても審査請求人の主張には理由がない。

また、本件処分の手続面をみても、法第 331 条第 1 項は「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない」と定め、同項第 1 号において「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」と定めるところ、審査請求人は本件滞納市民税等を各納期限までに完納しておらず、処分庁が本件滞納市民税等に係る督促状をそれぞれ発し、かかる督促状を発した日から起算して 10 日を経過して本件処分がなされていることは証拠から容易に認められるから、本件処分には何ら違法な点はない。

(2) 本件処分の不当性について

審査請求人は、「不服審査の対象として、単に「違法」だけでなく「不当」な処分も含めています」と述べた上で、3(2)から(4)までを理由として、本件処分は不当であるから取り消されるべき旨主張する。

この点、差押処分について、それが事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、差押財産の選択又は差押えの時期に関する徴収職員の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用してされたものと認められる場合には、違法な処分と判断すべきものと解される。差押処分が違法であるとまではいえない場合であっても、徴収職員の裁量権の範囲内における当該差押処分に関する判断が、法の制度の趣旨や目的に照らして不合理なものであると認められる場合には、当該差押処分は不当な処分となることがあるものと解するのが相当である。

その上で、差押処分は、地方団体の徴収金が納期限までに完納されないときに、その債権の履行を強制的に実現するための一連の手段であり、納税者の財産をもって地方団体の徴収金に充てることを目的とする。この目的を達成するためには、納税者の財産を換価し、その換価代金を地方団体の徴収金に充てる必要がある。そして、この換価の前提として、納税者の財産を保全するため、納税者の特定の財産について、その処分を禁止するのが差押処分であり、当該処分は納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものといえる。

一方、地方団体の徴収金は、滞納となった場合であっても自主的に納付されるのが望ましいことはいうまでもない。また、差押処分を行うに当たっては、その前提として、差押え可能な財産の有無等についての調査が必要であること、更には大量かつ反復的に発生する滞納事案の全てについて、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以後直ちに差押えを行うのも実際上は困難であるといわざるを得ない。

このようなことからすれば、国税徴収法（法第331条第6項の規定により地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。）は、個々の滞納事案における自主納付の見込みや保全措置の必要性等についての判断を徴収職員の合理的な裁量に委ねた上で、滞納となった地方団体の徴収金に係る債権を確実に徴収するため、徴収

職員に対して、差押えの必要があるときは早期に滞納者の財産を保全することを求めているものと解するのが相当といえる。

したがって、差押処分の時期については、徴収職員の裁量に委ねられているものと解され、速やかに滞納している地方団体の徴収金が完納される蓋然性が高いにもかかわらず、あえて差押処分を行うなどの特段の事情がない限り、当該差押処分を不当ということはできないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、まず、本件処分に係る本件滞納市民税等の納付状況については、審査請求人は処分庁との間で平成 28 年納税誓約を交わしているにもかかわらず、平成 28 年 12 月分及び平成 29 年 1 月分は納付指定期日から 2 か月遅れで納付し、同年 2 月分以降は未納であることが証拠から容易に認めることができる。

また、本件滞納市民税等の額（389,100 円）にも照らせば、本件滞納市民税等の完納までには、なお相当の期間を要するものと考えられ、本件処分の後、速やかに、自主納付により本件滞納市民税等が完納される可能性は著しく低かったといわざるを得ない。

したがって、本件においては、審査請求人の財産を早期に保全する必要性があったと認められるから、本件処分に係る処分庁の裁量権に基づく判断が、差押処分の趣旨及び目的に反して不合理なものであったということとはできない。

以上のとおり、本件処分は妥当なものといえるが、審査請求人は、3(2)から(4)までを不当理由として主張するので、念のためこの点について述べておく。

ア 分割納付のための納付書を送付しなかったにもかかわらず本件処分を行った点について

審査請求人は、平成 28 年納税誓約を前提として、平成 29 年 5 月 24 日、処分庁との間で、同年 7 月 10 日までに 33,300 円を、同年 8 月以降は毎月 31,600 円を分割納付することで合意をしたにもかかわらず、処分庁が当該合意の履行のための納付書を交付しなかったことを理由として、本件処分が不当であると主張する。

しかし、本件では、そもそも審査請求人の主張するような分割納付を処分庁が認めたと認めるに足る証拠はなく、平成 28 年納税誓約も履行さ

れていないことは上記のとおりであるから、審査請求人の主張は、本件処分を不当とする理由とはなり得ない。

イ 納付計画を求めておきながら、これが不要となった旨連絡をすることなく本件処分を行った点について

審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して、平成 29 年 5 月 24 日、平成 29 年度内に本件滞納市民税等を完納する内容の納付計画の提出を求めたというならば、当該納付計画の提出が不要となった旨の連絡をすることなく本件処分を行うのは不当である旨主張する。

しかし、仮に処分庁が審査請求人に対して納税計画の提出を求め、審査請求人が未だ当該納税計画を提出しておらず、そのような中、処分庁が当該納税計画の提出が不要となった旨の連絡をせずに本件処分をしたとしても、財産保全という差押処分の目的からすれば、本件処分を不当とする理由とはなり得ない。

ウ 差押事前通知書を送付しないまま本件処分を行った点について

審査請求人は、差押処分に先立って差押事前通知書を発行することが慣例となっているにもかかわらず、本件処分の前には、これが発行されておらず、そのため、本件処分の前に処分庁と本件滞納市民税等の納付に関する協議をし、本件処分を避ける機会を失ったのであるから、差押事前通知書を発行せずに行われた本件処分は不当である旨主張する。

しかし、差押処分は、上記のとおり債権の履行を実現するため納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものであって、法及び国税徴収法は、差押えの要件を満たした後に、納税者に対して任意の納付を促すことを要求していない。

また、差押えについて予告することは、財産保全という差押えの目的の達成を阻害するおそれもあるのであるから、仮に差押事前通知書による事前の予告をしなかったとしても、差押処分の目的に反するものではなく、差押処分を不当とする理由とはなり得ない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 8 月 24 日	・ 弁明書の提出等依頼
平成29年 9 月 7 日	・ 弁明書の受理
平成29年 9 月 11 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年10月 3 日	・ 反論書の受理
平成29年10月13日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年10月13日	・ 口頭意見陳述申立書の受理
平成29年10月31日	・ 口頭意見陳述実施の通知
平成29年11月 8 日	・ 再弁明書の受理
平成29年11月 9 日	・ 再弁明書（副本）の送付
平成29年11月22日	・ 反論書（第2回）の受理
平成29年11月22日	・ 反論書（第2回）（副本）の送付
平成29年11月22日	・ 口頭意見陳述実施
平成29年11月29日	・ 反論書（第2回）の補正書の受理
平成29年11月29日	・ 反論書（第2回）の補正書（副本）の送付
平成30年 2 月 8 日	・ 審理手続の終結
平成30年 2 月 14 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 2 月 21 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 3 月 13 日	・ 審査請求人から主張書面の提出
平成30年 3 月 14 日	・ 調査審議
平成30年 4 月 18 日	・ 調査審議